

宅配クリーニングのご利用規定

重要

保管期間の変更はお受けできません。

保管期間の変更につきましては、いかなる場合でもお受けできませんのであらかじめご了承ください。

□ クリーニングできない品物について

次の品物はクリーニングできません。クリーニングできない品物をお出しされた場合、クリーニング後の品物と一緒に返却いたします。返金や代替処理はできませんのであらかじめご了承ください、よくご確認いただいた上で、お出しください。

- 皮革・毛皮(フードのリアルファーなど)・和服・ドレス・帽子・下着・家具類・インテリア品・その他特殊品
- 人工皮革・ポリウレタン・合成レザー素材・ボンディング加工品等の劣化の恐れのある品物(ただし、上記素材が部分使いの品物はクリーニングできますが、製造日から3年以上経過した品物の場合、クリーニング後や保管中にひび割れや剥離等を起こすおそれがあります。この場合、当該事象が発生したとしても保証はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。)
- 急なご利用にお届けできない礼服・制服類(※保管コースのみ不可)
- クリーニング取扱表示がない品物
- クリーニング取扱表示がすべて×の品物
- 破れ・虫くい・変色・日焼けなど、経年劣化が著しい品物
- その他、クリーニングに適していないと当社が判断した品物
- カーテン・寝具・カーベット・ラグマット等・衣類でない品物

〈ご注意事項〉

- 運送会社の責による延期、渋滞、天候に伴う延着、お客様へ相違事項の確認の連絡が取れないことによる遅延は、一切の責を負えませんのであらかじめご了承ください。

□ クリーニング事故賠償基準制度について

- サービス期間中の万が一の事故に備えて「クリーニング賠償基準制度」を設けております。詳しくは下記の「クリーニング賠償基準制度」をご確認ください。
- 「クリーニング賠償基準制度」の適用は、クリーニング事故原因がクリーニング方法及び保管・取扱い等に過失があるとみなされた場合に限ります。

□ ご利用にあたってのお願い

- ご利用の品物、付属品の点数をよくご確認の上お申し込みください。
- 飾りボタン・羽根・バッジなどは取り外してお出しください。
- 変色防止のため、スーツなどの上下組の品物は揃えてお出しください。
点数は上下で2点となります。
- 衣類に付属されている部品(ベルト・フード・ライナー等)は、点数に含まれません。
(例えばコートのベルトは、コート1点に含まれます)
- ポケットの中はよくご確認の上お出しください。中身の保証はできません。
- 各コースで定められている点数は必ずクリーニングできる点数ではなく、上限の点数です。入りきらない場合は、薄手の衣類に変更いただくなどバッグに入る量にご調整をお願い致します。追加のバッグのご要望やお客様側でご用意された段ボール等での郵送はお受けできかねますので予めご了承ください。

□ お客様の個人情報の取り扱いについて

お客様の個人情報は、宅配クリーニングサービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループと加盟店の範囲内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、当社の厳正な管理の下で実施いたします。個人情報に関するお問い合わせや、自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記株式会社ダスキン コンタクトセンターまでご連絡ください。

株式会社ダスキン コンタクトセンター：0120-100100

※お客様がクレジット決済や銀行引き落としを希望される場合には、その手続きにおいて必要な個人情報を当社から各金融機関に提供させていただきます。

クリーニング賠償基準制度

当社では当社が提供するサービス期間中に発生が予想される事故に備えて「賠償基準制度」を設けています。

〈適用対象〉

- 1.「賠償基準制度」の適用は、クリーニング事故原因が、クリーニング方法及び保管・取扱い等に過失がある場合とみなされた場合に限ります。
- 2.クリーニング方法及び保管・取扱い等に過失がある場合とは以下のとおりです。
クリーニング洗浄及びシミ抜き工程による損傷/プレス仕上げによる損傷・不明及び紛失/その他の原因による損傷/保管中の損傷/運送途中の損傷(お客様からの運送途中での損傷は、賠償対象外となります。)

〈適用外のもの〉

- 1.アパレルメーカーの企画・製造等に過失がある場合又は、お客様の着用及び保管等に過失がある場合には「賠償基準制度」の適用の対象とはなりません。
- 2.アパレルメーカーの企画・製造等に過失がある場合とは以下のとおりです。
 - ・染色堅牢度の弱さ、染色移動、変色褪色、その他
 - ・生地素材の使い方、硬化・剥離・ひび割れ・ゴム伸び・プリント脱落・収縮・それに類するもの
 - ・素材等の経時劣化に類するもの
 - ・付属品ボタン・スパンコール・ビーズ等の欠落破損・ベルト破損・それに類するもの・その他収縮や変形など
 - ・その他企画及び製造等に起因する事柄に類するもの
- 3.お客様の着用及び保管等に過失がある場合とは以下のとおりです。
 - ・汗・日光・蛍光灯による変褪色/脱色等及びこれらに類するもの
 - ・化学薬品などの付着の申告が無く、クリーニングによる科学変化で変褪色/脱色及びこれらに類するもの
 - ・気づかないままの破れ・糸引き・食べこぼし・飲みこぼし等及びこれらに類するもの
 - ・素材等の経時劣化に類するもの
 - ・付属品ボタン・スパンコール・ビーズ等の欠落破損・ベルト破損及びこれらに類するもの
 - ・これらに定めるほか、お客様の責任があると認められるもの、お客様の主観的価値判断に基づくもの

〈賠償額の範囲〉

- 1.賠償制度事故賠償額はクリーニング事故賠償基準に基づいて行います。
(クリーニング事故賠償問題協議会策定：会長/宇野正雄早稲田大学名誉教授・学職経験者・日本弁護士連合会・消費者団体・損害保険団体・アパレル関連団体・全ク連)
- 2.賠償額については基本的なものであり委託商品の劣化・損傷状況によってはこの限りではありません。また、賠償額の上限については、当該商品の上限を超えることはありません。

〈賠償条件〉

- 1.当該商品、お届け後2週間以内に判明したものが、当社が事故扱いと認めたものに限ります。(2週間以上経過したものは瑕疵部分も含めて事故賠償制度の対象外となりますのであらかじめご了承ください。)
- 2.当社のクリーニング番号タグが当該商品の本体に付いている事を前提とします。万一タグを紛失または廃棄処分されている場合は、それに準じて証明するものがある場合に限り賠償制度が適用されます。
- 3.万一事故が発生した当該商品についての残存価格はお預かり時点の情報に基づいて査定されます。
- 4.購入価格については、購入時の領収書・レシートを必要とします。それ等が紛失、廃棄処分されている場合は調査の上決定いたします。
- 5.当該損害弁償品の返却及びクリーニング代金・その他費用の返却は出来ません。但し当社が別途に返却・返品を認める場合は、その限りではありません。
- 6.アパレルメーカーの責務により取り付けられた洗濯表示もしくは組成表示によってクリーニング事故が発生した場合、アパレルメーカーがその責に任ずるように、被クリーニング利用者に代わって事故賠償交渉を当社が行うことができます。
- 7.着用時に原因があると判明された事故については、事故賠償制度の対象になりませんのでご注意ください。

〈免責事項〉

- 1.台風・地震などの自然災害に起因する事故については、賠償範囲にはなりません。
- 2.主観的価値である無形的損害賠償や精神的慰謝料には応じられません。
- 3.インポート商品等の衣文化の違いによる事故についての賠償も時価の範囲を超えることはありません。
- 4.当社側に故意の重大過失があった場合には民法の規定によります。
- 5.当社にご注文用紙が届いた時点で、事故賠償基準制度に同意されたものとします。
- 6.本制度に定める以外に発生する諸問題・事故については一般的審議誠実の原則により解決を図るものとします。